

審査基準整理票

処 分 名	大津市老人デイサービスセンター指定管理者の指定		
根 拠 法 令 名	大津市老人デイサービスセンター条例 (平成7年条例第2号)		(条項) 第10条
基 準 法 令 名	大津市老人デイサービスセンター条例 (平成7年条例第2号)		(条項) 第10条
所 管 部 署	健康保険部 長寿施設課		
標 準 処 理 期 間	120 日	法 定 処 理 期 間	一 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[指定管理者の指定に係る審査基準] 指定管理者の指定に係る審査基準は、大津市老人デイサービスセンター条例第10条各号に掲げるとおりとする。</p> <p>参 考 [根拠法令・基準法令] 大津市老人デイサービスセンター条例 (指定管理者の指定の基準) 第10条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) センターの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (2) センターの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。 (3) センターの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。